

議案第 10 号

市立学校公文書管理規程中改正について

市立学校公文書管理規程の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 14 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰

市立学校公文書管理規程の一部を改正する規程

市立学校公文書管理規程（平成 22 年横須賀市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（公文書の適正管理）

第 11 条の 2 管理責任者は、公文書を次項のセキュリティ・レベルに応じて適切に管理するものとする。

2 セキュリティ・レベルは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる内容とする。

(1) 甲類 セキュリティに対する侵害及び破壊が、児童、生徒及び教職員の生命、財産、プライバシー等に重大な影響を及ぼすもの

(2) 乙類 セキュリティに対する侵害及び破壊が、学校事務の執行等に影響をほとんど及ぼさないもの

3 前項のセキュリティ・レベルは、その重要性及び事故等が起きた場合の影響範囲を考慮して、総務課長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公文書管理規程改正に伴い、市立学校公文書についてもセキュリティ・レベルを定めるため、この規程を改正する。

(公文書の作成)

第11条 職員は、事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した公文書を作成しなければならない。

→  
(公文書の適正管理)

第11条の2 管理責任者は、公文書を次項のセキュリティ・レベルに応じて適切に管理するものとする。

- 2 セキュリティ・レベルは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる内容とする。
  - (1) 甲類 セキュリティに対する侵害及び破壊が、児童、生徒及び教職員の生命、財産、プライバシー等に重大な影響を及ぼすもの
  - (2) 乙類 セキュリティに対する侵害及び破壊が、学校事務の執行等に影響をほとんど及ぼさないもの
- 3 前項のセキュリティ・レベルは、その重要性及び事故等が起きた場合の影響範囲を考慮して、総務課長が定めるものとする。